



審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-020082	B I G B O S S	25	Z 拒絶	商標法4条1項15号
<p><審決要旨> 「BIGBOSS」は、北海道日本ハムファイターズの新庄氏、名刺の肩書として知られ、同球団の新庄剛志監督の肩書又は別称（愛称）として使用し、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者の間において、広く知られるに至っているものといえる。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-007577	美おやつ	29 30 32	Z 拒絶	商標法3条1項3号
<p><審決要旨> 「美スイーツ」や「美ドリンク」のように、「美容に良い（美容に配慮した食材を使用した）おやつ」といった商品の品質を表したものと認識されるにとどまる。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨（引用商標）
不服2022-018541		9, 35, 38, 41 , 42, 4 4, 45	WY 登録	商標法4条1項11号 
<p><審決要旨> いずれも2つの台形と円図形を構成要素とする点においては共通するとしても、本願商標が欧文字の「W」をモチーフにした図形であるのに対し、引用商標は欧文字の「M」をモチーフにした図形である点、本願商標の円図形は水色であるのに対し、引用商標の円図形は黒色よりなる点において相違することから、看者に与える印象が明らかに相違するものであって、両商標は、これを対比した場合はもとより、時と所を異にして離隔的に観察した場合においても、明確に区別し得るものである。</p>				

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨（引用商標）
不服2023-006307		35	WY 登録	商標法4条1項11号 MONO

<審決要旨>

語頭の「モノ」の音を共通にするが、語尾の「プラス」の音の有無により、全体としての語調、語感異なるものとなり、聴別は可能である。